

○神奈川県警察無線機器等運用管理要領の制定について

(平成17年7月11日例規第40号／神指発第462号)

最終改正 平成26年3月10日例規第10号神情発第11号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察無線機器等運用管理要領を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、携帯無線機、携帯受令機等管理運用要領の制定について(昭和52年2月14日例規、神指発第19号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察無線機器等運用管理要領

この要領は、神奈川県警察無線通信運用規程(平成17年神奈川県警察本部訓令第19号。)に定めるもののほか、無線機器等(無線機器及び附属品をいう。)の運用管理に関し必要な事項を定めるものである。